

豊島区広報



昭和40年6月1日 東京都豊島区役所発行 電話(981) 大代表1111

第7回 参議院議員選挙近づく 公示 6月10日 投票日 7月4日

参議院は衆議院と同じように、国の政治に重要な役割を果していますが、今まで参議院議員の選挙は、ほかの選挙に比べて投票率が悪く一般の関心も高まっておりせん。こんどこそ、皆さんひとりひとりの尊い一票をムダにすることなく、もれなく投票して「汚名ばはん回」といきたいものです

豊島区での参議院議員選挙の投票結果

| 回数 | 執行月日 | 投票率 | |
|-----|-----------|-------|-------|
| | | 男 | 女 |
| 第1回 | 昭和22・4・20 | 五八・一% | 四五・〇% |
| 2 | 25・6・4 | 四五・九% | 五六・九% |
| 3 | 28・4・24 | 四六・三% | 三七・二% |
| 4 | 31・7・8 | 五八・九% | 四九・七% |
| 5 | 34・6・2 | 四七・六% | 四七・二% |
| 6 | 37・7・1 | 六〇・三% | 六〇・六% |

特にことしは、明治23年に第一回衆議院議員選挙が執行されてから75周年、大正14年普通選挙制度が確立してから40周年、昭和20年婦人参政権が認められてから20周年と合わせて意欲深い年にあたっています。

選挙は、国民として国の政治に参加できる唯一のカギであり、民主政治の土台ともなっている大切なものです。選挙が義理人情や金銭で左右されたのでは、健全な民主政治を期待することができなくなります。よりよい社会を確立するために、候補者も有権者も、選挙法を守って明るく正しい、立派な選挙をいたしましょう。参議院議員はその半数が3年ごとに改選されることになっています。今回の選挙では地方区選出が75人(東京都選出4人)、全国区選出が50人(他に補欠2人)が改選されます。

忘れてはならないこと

○ 事前運動は禁止されています

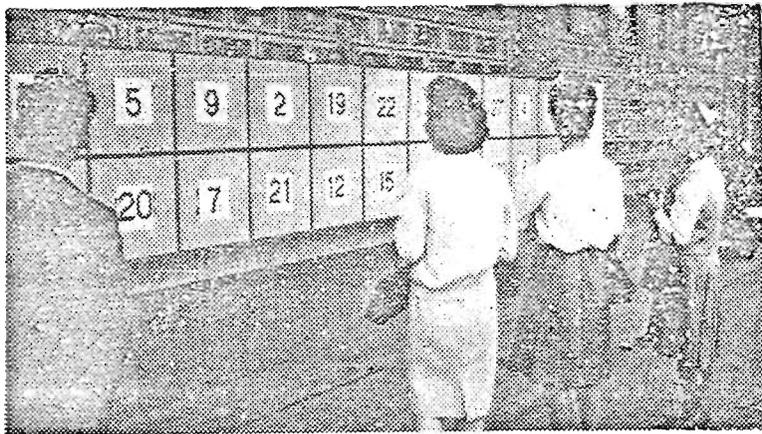
選挙運動のできるのは、立候補届出をした日から、投票日の前日(7月3日)までです。届出前の選挙運動は、事前運動として禁止されています。

○ 戸別訪問はできません

選挙運動のために、一戸一戸を訪ねることは、戸別訪問とみなされ、禁止されています。また、各戸を訪問するつもりで、一戸だけを訪問しても戸別訪問になります。

しかし電話で投票を依頼すること、バス・電車などの乗物の中や道路上で、たまたま逢った人に投票を依頼することは、個人面接といつて、違反にはなりません。

あなたの一票を、清く正しく使うために、このことをよく守って下さい。



豊島区役所前の公営掲示板 / 豊島区では277カ所にあります。

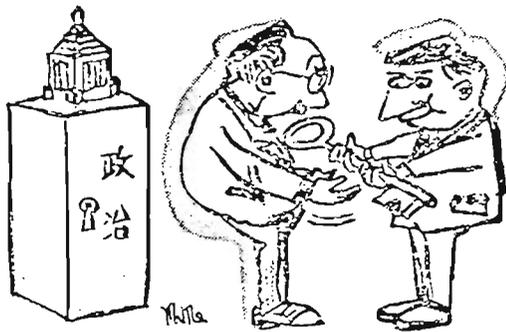
☆ 投票時間 午前7時～午後6時

☆ 午前7時から午後8時までの間選挙運動用自動車から(運行中および停車中を含む)連呼行為ができることになりました。ただし学校・病院・診療所などの周辺では静かにしなければなりません。

☆ 街頭演説場所での立看板などは使用できなくなりました。

☆ 地方区選出議員の選挙運動用ポスターは、公営掲示板のみに掲示できます。全国区選出議員のポスターは今までどおりです。

☆ 政党その他政治団体の確認団体に許されている選挙運動期間中の政治活動も、選挙の当日はできなくなりました。



政治のカギ 私たちの一票によって政治のカギを代表者に渡すのです。

選挙権があっても投票できるとは限りません

今回の参議院議員選挙に使われる選挙人名簿には、次の二種類の名簿があります。

- 基本選挙人名簿
 - ① 日本国民で、昭和19年12月21日以前に生れ、
 - ② 昨年6月15日以前から東京都の23区内に引き続いて住所があり、同年9月15日現在、豊島区内に住所のあった有権者について、

正しい投票のなにか笑くこの一票

調製日以後、新たに登録資格を得た人)で、

- ② 本年6月9日までに、補充名簿の登録申出書を提出した人について、調製する名簿です。

補充名簿の申出は6月9日まで次に該当する有権者は、補充選挙人名簿の登録申出をしないと、本区で投票ができません。なおこの申出は本人または同居の家族等に限られています。

- ① 他から豊島区に転入した方で3月10日以前から引き続いて(23区内は通算)住んでいる満20才以上の有権者
- ② 6月9日までに満20才になる人

☆ 立会演説会について

東京都選出議員の立会演説の会場日時については、新聞・ラジオ・ポスターなどでお知らせします。

☆ 投票入場券について

入場券は、6月10日頃から郵送でお送りいたします。

くわしいことについてのお問い合わせは

豊島区選挙管理委員会

(981) 一一一一

選挙権

いまとむかし

明治23年におこなわれた第1回の衆議院議員が行なわれましたが、このときの有権者は年令25歳以上の男子で、直接国税15円以上を納める多額納税者ということに限られ、全国で約四五万人にすぎませんでした。これは当時の全国民の1%に当ります。

昭和3年の第16回衆議院議員選挙のときから、男子だけの普通選挙が行なわれ、納税要件がなくなり、有権者も一、二四〇万人とふえ、全国人口の20%になりました。

終戦後昭和22年に行なわれた第22回選挙のときから、年令満20歳以上のすべての男女に、選挙権が与えられ、今日にいたりました。現在では全人口の約60%に当るが、〇〇万人近くの有権者が、選挙を通じて政治に参加できることになりました。この大切な一票をムダにしないよう正しい選挙をして下さい。

あなたの投票所はここです

区域によって投票所が異なります。また投票入場券に投票所が記載されています。

| 投票区 | 投票場所 | 投票区の区域 | 投票区 | 投票場所 | 投票区の区域 |
|-----|---------|-----------------|-----|---------|------------------|
| 第1 | 豊島振興会館 | 池袋1丁目・池袋東1丁目 | 第19 | 雑司ヶ谷小学校 | 雑司ヶ谷3丁目 池袋東2丁目 |
| 第2 | 豊島小学校 | 池袋1丁目6丁目 | 第20 | 雑司ヶ谷小学校 | 池袋東1丁目 池袋東2丁目 |
| 第3 | 豊島小学校 | 池袋1丁目3丁目 | 第21 | 高田南小学校 | 池袋東1丁目 高田南町1・2丁目 |
| 第4 | 豊島小学校 | 池袋4丁目5丁目 | 第22 | 高田南小学校 | 池袋東1丁目 高田南町1・2丁目 |
| 第5 | 豊島小学校 | 池袋6丁目7丁目 | 第23 | 高田南小学校 | 池袋東1丁目 高田南町2丁目 |
| 第6 | 豊島小学校 | 池袋西側 | 第24 | 高田南小学校 | 池袋東1丁目 高田南町1丁目 |
| 第7 | 豊島小学校 | 池袋4丁目 | 第25 | 高田南小学校 | 池袋東1丁目 高田南町1丁目 |
| 第8 | 豊島小学校 | 池袋1丁目 | 第26 | 高田南小学校 | 池袋東1丁目 高田南町1丁目 |
| 第9 | 豊島小学校 | 池袋2丁目 | 第27 | 高田南小学校 | 池袋東1丁目 高田南町1丁目 |
| 第10 | 豊島小学校 | 池袋2丁目 | 第28 | 高田南小学校 | 池袋東1丁目 高田南町1丁目 |
| 第11 | 豊島小学校 | 池袋2丁目 | 第29 | 高田南小学校 | 池袋東1丁目 高田南町1丁目 |
| 第12 | 池袋第二小学校 | 池袋1丁目5丁目 堀之内町 | 第30 | 高田南小学校 | 池袋東1丁目 高田南町1丁目 |
| 第13 | 池袋第一小学校 | 池袋6丁目7丁目 | 第31 | 高田南小学校 | 池袋東1丁目 高田南町1丁目 |
| 第14 | 池袋第一小学校 | 池袋7丁目8丁目 | 第32 | 高田南小学校 | 池袋東1丁目 高田南町1丁目 |
| 第15 | 池袋第一小学校 | 池袋2丁目 | 第33 | 高田南小学校 | 池袋東1丁目 高田南町1丁目 |
| 第16 | 池袋第三小学校 | 池袋3丁目 雑司ヶ谷6・7丁目 | 第34 | 高田南小学校 | 池袋東1丁目 高田南町1丁目 |
| 第17 | 池袋第五小学校 | 池袋4丁目 | 第35 | 高田南小学校 | 池袋東1丁目 高田南町1丁目 |
| 第18 | 池袋第五小学校 | 池袋4丁目 雑司ヶ谷1・2丁目 | | | |